



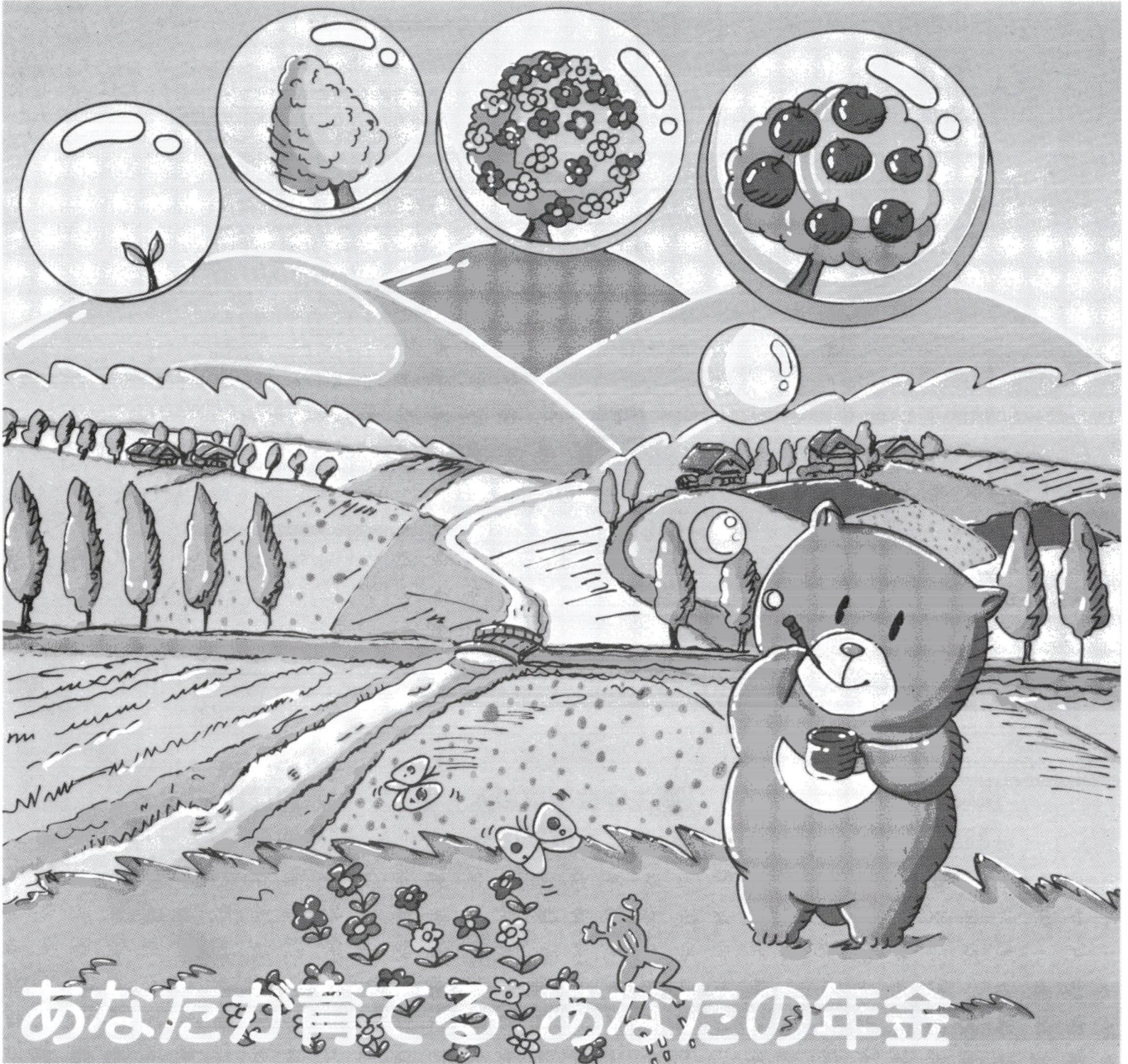
おだち 広報

発行 / 東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎ (882) 1111 編集 / 企画部広報課

国民年金特集号

昭和63年3月1日現在
○提出年金被保険者数 161,862人
○提出年金受給権者数 37,389人
○福祉年金受給権者数 6,265人
区民部国民年金課
千120 足立区中央本町一丁目17番1号
☎ (880) 5151・5161

国民年金特集



国民年金についてのお問い合わせは

足立区役所 区民部国民年金課 (中央本町庁舎)
中央本町一丁目17番1号

加 入 手 続…適用係(2階2番窓口)	} (880) 5151
保険料の免除申請…記録係(2階1番窓口)	
□ 座 振 替	
年金請求の手續…給付係(2階4番窓口)	} (880) 5161
保険料の納付相談…検認係(2階3番窓口)	

年金相談

一人で悩むよりお気軽に

毎月第1水曜日

時間 午前10時~午後3時30分

場所 国民年金課 (中央本町庁舎2階)

みんなでささえる国民年金

保険料を納め忘 れのないように!!

私は国民年金に加入しています

保険料は63年4月から変わります。
昭和63年4月分～昭和64年3月分
月額 7,700円

保険料は納めていますか?

いいえ

はい

納付方法はお気軽にご相談下さい

Q 私は25歳です。先日、国民年金の加入手続きをしたところ、2年分の保険料の納付書がまとめて送られてきました。どうしてでしょうか？
また、保険料が多額なので、とても一度に納めることができません。どうしたら良いでしょうか？

A あなたの場合、20歳以降学生かまたは、厚生年金等へ加入したことがなければ20歳までさかのぼって国民年金の資格が取得されたことになります。保険料は本来ですと、取得した時から納付していただくのですが2年を過ぎた分については、時効により納められなくなります。ですから、今回送られた納付書は時効前の2年分となっています。また、一度に納めることができない場合は分割して納めることもできますので、今後の納付の仕方については、国民年金課へご相談ください。
連絡先 国民年金課承認係
TEL (880) 5161

まだ間に合います

Q 私は現在40歳ですが1回も国民年金に加入したことがありません。過去に厚生年金を5年くらい納めていたが、証券も手帳もありません。年金は受けられますか？

A 現在は、60歳から任意加入しますので間に合います。また未納の保険料もは、さかのぼって2年以内の納めることができます。国民年金と厚生年金合算されますので、去の厚生年金については、社会保険らってください。

保険料の納付が困難な方は免除の申請ができます

Q 生活が苦しくて、どうしても保険料を納められません。このままにしておくと将来、年金はもらえないのでしょうか。

A 未納のままにしていると、将来、年金を受けられない場合もあります。生活が困難なため保険料を納められない方は、免除の申請をすることができます。免除が承認されるとその期間は資格期間として計算されます。ただし、年金額は通常の半になります。また、10年以内であれば、後から納めることができますが、この場合、昭和61年4月分からは一定の加算額が付きません。

年金が受給できない可能性がある

年金の支給を受けるには、次のような要件が必要です

老齢基礎年金を受けるには最低25年間の保険料納付済期間(免除期間及び「カラ期間も含む」)が必要です。

※カラ期間とは、基礎年金の資格期間には算入されますが、年金額の計算の基礎とはならない期間のことです。たとえば、サラリーマンの奥さん等で国民年金に昭和61年3月以前に任意加入しなかった期間などです。

昭和5年4月1日以前に生まれた方は、25年の資格期間が24年～21年に短縮されています。

障害基礎年金は、加入者が病気やケガで障害者になったとき受けられますが、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- ①初診日以前に加入期間の3/4以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)があること。
- ②昭和71年4月1日以前に初診日がある場合は、初診日の1年間に保険料の未納がないこと。
- ③初診日が20歳前であること。(ただし、この場合は、本人の所得による支給制限がかかります。)

遺族基礎年金を受けるには、夫や父母が死亡したとき、その方によって生活を維持されていた子(18歳未満)のある妻または子(18歳未満)に支給されます。ただし、亡くなった方が、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- ①死亡日以前に加入期間の3/4以上の保険料納付済期間(免除期間も含む)があること。
- ②老齢基礎年金を受けられる資格期間があること。
- ③昭和71年4月1日以前に死亡した場合は、死亡日前1年間に保険料の未納がないこと。

寡婦年金は、夫(第1号被保険者)が25年以上保険料を納めて(免除期間も含む)死亡した場合、妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。ただし、死亡当時、夫によって生活を維持され、かつ、死亡した夫と婚姻期間が10年以上あることが必要です。

また、死亡した夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていた場合は支給されません。



保険料の納付は口座振替で

Q 毎月納めに行くのがめんどうですが、何か良い方法はないでしょうか。

A ぜひ口座振替にしてください。口座振替なら納め忘れもなく、めんどうもありません。振替日は、毎月払いが翌月の15日1年前納は4月15日です。お申し込みは、金融機関または区役所国民年金課へ。



厚生年金等に加入したときは届出を

Q 私は国民年金に加入して、保険料を納めています。今度、厚生年金に加入しました。厚生年金保険料は給料から差し引かれるようになりますが、国民年金の納付書も送られてきます。どうしたらよいでしょうか？

A 厚生年金や共済組合などへ加入した場合は14日以内に区役所へ国民年金をやめる届出をしてください。国民年金の保険料は、厚生年金等へ加入した月から納める必要はありません。◎持参するもの…●印かん

- 国民年金手帳
 - 厚生年金手帳
 - 厚生年金の記号番号・加入年月日のメモでも結構です
 - 健康保険証
- ◎届出先…国民年金課または区民事務所

保険料は60歳まで納めます

Q 私は現在50歳です。国民年金ができた当時から保険料を納めています。保険料は何歳まで納めればよいのでしょうか？

A 国民年金は60歳になる前月分まで保険料を納めて、原則として65歳から老齢基礎年金を受けとることになります。国民年金は世代と世代の助け合いを中心とした制度で、国により将来的に保障されています。ですから、あなたも60歳までは納めなければなりません。



老齢基礎年金が受けられます

原則として65歳から支給されますが、60歳から繰り上げて請求することもできます。その場合は減額され、その率が一生続きます。

また、66歳以降に繰り下げて年金を受給することもできます。年金額は受給年齢によって増額されます。

請求時の年齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
支給率	58%	65%	72%	80%	89%	100%	112%	126%	143%	164%	189%

繰上げ 繰下げ

年金額は、全期間納めた場合626,500円ですが、保険料未納期間等がある場合は次の式で計算します。

$$626,500円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + (\text{保険料免除月数} \times \text{※})}{62 \text{年度価格}}$$

※加入可能年数×12(月)

※加入可能年数表

生年月日	加入可能年数	生年月日	加入可能年数
大15年4月2日以降	25年	昭9年4月2日以降	33年
昭2年4月2日以降	26年	昭10年4月2日以降	34年
昭3年4月2日以降	27年	昭11年4月2日以降	35年
昭4年4月2日以降	28年	昭12年4月2日以降	36年
昭5年4月2日以降	29年	昭13年4月2日以降	37年
昭6年4月2日以降	30年	昭14年4月2日以降	38年
昭7年4月2日以降	31年	昭15年4月2日以降	39年
昭8年4月2日以降	32年	昭16年4月2日以降	40年



60歳から任意加入もできます

60歳から65歳になるまでの期間、年金額を増やそうと考えている方(加入可能年数に足りない方)や受給に必要な期間が不足している方は任意加入することができます。

厚生年金や共済組合に1年以上加入したことがある方は

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている場合に、60歳から特別支給の厚生年金または共済年金の請求ができます。この場合社会保険事務所または各共済組合で手続きしてください。

